# 重要文化財 『西南院文書』第一巻~第三巻

### 題

藩主であった中川家の菩提寺として尊崇を受けた。 財を所蔵することで知られる。西南院は、中世では摂関九条家(のち一 条家)の祈願所であった平等心院と一体の関係を持ち、近世には豊後岡 (一) 重要文化財『西南院文書 十一巻』の伝来・成巻・翻刻状況 高野山西院谷に所在する西南院は、高野山内でも、とくに貴重な文化

の援助を受けて、当時の院主であった良尊が造立したものである。良尊 れたことが大きい。この経蔵は、元和二年(一六一六)六月に徳川家康 中世前期に遡る文書・記録・聖教を多数含んでいる点に特徴がある。『西 より後の歴代院主も、 南院文書』が今日に伝わったのは、ひとえに院内の経蔵で丁重に保管さ 『西南院文書』は、高野山の子院に伝来した史料群の中でも、とくに 文書や聖教の保存に心を配った。

0

高野山之部 巻之十二 寺家之二「西院谷堂社院家」にも利用されている。 早く『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」(「続真言 宗全書」第三五巻)にその一部が収載されている。また、『紀伊続風土記 近代に入ると、東京大学史料編纂所によって主要文書四四点の影写本 『西南院文書』は、 西南院の歴史を考える上で根本となる史料であり、

> 藤坂 本口 孝太 一郎

に指定され、まもなく修復・改装も行なわれている。その内訳は、以下 記録・聖教が発見された。この調査は、一九五八年度から五年間実施さ た。さらに、戦後の一九五九年における調査の結果、多くの新出文書 一九五九年十二月十八日に、『西南院文書 十一巻』の名称で重要文化財 選び出され、既知の文書群と合せて、全十一巻に編成された。これらは 在する各子院で重要な発見が相次いだことで知られている。 れた、高野山文化財総合調査の一環である。この総合調査は、 が作成され、これが学界に『西南院文書』の存在を認知させる契機となっ 通りである。 右の調査成果をうけて、とくに史料的価値の高い文書・記録・聖教が 山上に所

第一卷~第七卷 第六巻・十四通、第七巻・十二通 三通、第三巻・九通、第四巻・十一通、 中世・近世文書(第一巻・十一通、 第五巻・十三通 第二巻・二十

第九巻 第八卷 『元応二年大塔供養記録』(鎌倉時代写) 『平等心院寺中知行注文』(貞応二年 [一二三三])

第 十 巻 。 寛治二年高野御幸記』 (鎌倉時代写)

第十一巻 『高野山先哲灌頂記録』(正治元年 [一一九九])

以上の諸巻のうち、

厳密な意味で古文書と言えるのは、第一巻から第

する。 ておく 調査で得た知見を踏まえて、 八巻までであり、第九巻と第十巻は古記録、第十一巻は聖教の範疇に属 各巻の所収文書については、 巻 所収文書・記録・聖教一覧」を参照されたい。 各巻の成巻および改装の時期について触れ 本稿付載の「重要文化財 以下、 『西南院文 原本

転用したものと考えられる。 れており、 ついても、 字を、重文指定後の改装の際に転用したものであろう。また、第八巻に 記された外題が貼られているが、これは近世に付けられていた表紙の題 る。現在、 されていたようである。これは、西南院の寺蔵文書に、両巻の所収文書 を、ほぼ同じ配列で書写した巻子装の写本が存在することから推測でき 古文書のうち、 第一巻の表紙には、 これも第一巻と同様に、 その表紙に、「西南院寺中知行支配」と記された外題が貼ら 第一 巻と第二巻については、すでに近世の段階で成 「四条院嘉禎元年十二月晦日太政官牒」と 近世に付けられていた表紙の題字を

七巻) 両巻がすでに成巻されていた可能性は高い。なお、 第一巻・第二巻の成巻と無関係ではないと考えられ、 文書に基づいて、 であるが、その巻八の「西南院」の項で、第一巻・第二巻に所収された に、一無軒道冶が著した『高野山通念集』(「古板地誌叢書」第五巻~第 中で重視され、早くから成巻されていた。寛文十二年(一六七二)十月 南院文書』を用いたのは、 た早期の例として注目すべきであろう。 このように、第一巻・第二巻・第八巻の三巻は、西南院の伝来文書の は、 近世高野山に関する地誌として先駆的な役割を果たしたもの 西南院および平等心院の寺史を略述している。これは、 近世における高野山史研究で古文書が利用さ 『高野山通念集』が『西 近世前期の段階で

峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」に引用されているが、 方 第三巻から第七巻までの五巻は、 その所収文書の 部が 金剛

第十一巻の

『高野山先哲灌頂記録』は、平安時代から鎌倉時代初期に

れ

現在の形に成巻されたのである すると、右の五巻に所収された文書は、 高野山文化財総合調査を踏まえて作成された『西南院調査目録』を確成巻の時期は、いずれも重文指定時に降るようである。一九五九年度 いる。これらの中から、とくに貴重な内容を持つものが選び出されて、 現状と異なる配列で著録されて 一を確認

昭夫 記録 御幸記 と考えられる。また、第十巻の表紙には、 の段階で成巻されていたようである。まず、第九巻の巻頭には、 とがうかがえる。 をつとめた隆快であり、 後の改装の際に、 表紙を、 次に、 (秀乘)氏によれば、この外題の筆者は、 仝 第九巻から第十一巻までの古記録・聖教の三巻は、 重文指定後の改装の際に取り替え、 西南院宝庫」と記された一紙があり、これは近世に付けられ 西南院」と記した外題が貼られており、これも重文指定 従来の紺表紙の題字部分を転用したものである。 隆快が第十巻の保存を心掛け、 紺紙に朱筆で「寛治二年高野 内題として貼り込んだもの 近世末期に西南院の院主 表紙を付けたこ は、「大塔供業がずれも近年

は先の第十巻と同様に、重文指定後の改装の際に取り外された、隆快によ土御門院正治元年記 坤室隆快」と記した外題が表紙に貼られており、これ哲灌頂記録 野山先哲灌頂記録 政旻」、あるいは「高野山先哲灌頂記録 西南院賢雄」る元表紙の題字と考えられる。また、同巻で注意を引くのは、巻頭に「高 役割を果たした時期があったと考えられる。 左側面に八双の痕跡と見るべき縦の糊跡があることから、 と記された二紙が貼り込まれている点である。これら二紙は、 は、とくに第十一巻に顕著に見て取れる。すなわち、 において、 隆快を含む西南院の歴代院主が文書・記録・聖教の保存に腐心した事実 表紙が三度にわたって改装されたのである。 すなわち、 同巻には、 第十 元来は表紙 「高野山先 巻は、 いずれも 沂

ともに表紙を付けた事実は、第十一巻が西南院に伝来した聖教のなかで、 寺諸院家析負輯』 雄は寛永八年から明暦二年(一六五六)まで院主をつとめた(『金剛峯 四年(一六一八)から寛永七年(一六三〇)まで院主をつとめ、 る政旻と賢雄は、 これが三度に及ぶ改装が行なわれた理由であろう。内題に名前をとどめ かけての高野山で行なわれた、伝法灌頂の記録として貴重な価値を有す おのずと、西南院において参照される機会も多かったと考えられ、 巻六「先師歴代写」)。隆快に先立って、政旻と賢雄が ともに近世初頭の西南院院主であった。政旻は、 また腎

重要文化財 『西南院文書 十一巻』の翻刻状況について触れて 早くから重書として扱われていた事実を示唆する。

属する文書の大半については、第八巻『平等心院寺中知行注文』ととも 六巻 旧学侶方一派文書に活字化されている。これは、現在のところ、(8) て十二通が収録されている。 恭一郎共編 に、『鎌倉遺文』にも収録されている。また、第七巻については、 南院文書』についてまとまった唯一の翻刻である。そのうち鎌倉時代に 部 まず、古文書については、 (四十一通) (西南院末寺)に宛てられた書状が多いことから、 [岡山県古文書集] が、高野山史編纂所 第一巻から第六巻までに収録された文書の 第四輯に、「備前 福生寺関係文書」 (中田法寿) 編『高野山文書』第 藤井駿・水野 とし 備前

第四一巻 次に、古記録・聖教については、 史伝部 (秀乘)氏によって翻刻され、「増補続史料大成」第一八:古記録・聖教については、第十巻『寛治二年高野御幸記』 『山岳宗教史研究叢書三 高野山と真言密教の研究』 第十一巻『高野山先哲灌頂記録』は、「続真言宗全書 (八) に収録されている。 第一八巻や、 にも収録さ が、

このように、 重要文化財 『西南院文書 十一巻』 は、 その過半が翻刻

> り、 ても、 照しつつ、厳密な校訂を加える余地が残されている。 を持ちながら、翻刻がなされていない。第十巻『寛治二年高野御幸記 第九巻『元応二年大塔供養記録』も、 ことで、損傷が発生する以前の原文を復元することが可能となる。 文書(仮題)」一巻(近世書写。ともに第五九函)などの写本を用いる されているが、いずれも個々の研究者の関心に基づく個別的な紹介であ 同記と密接な関係を持つ『扶桑略記』 については、既往の翻刻三種ともに、 本に基づいて訂正を加えることで、より正確な翻刻を提供できよう。 れが原因で既往の翻刻にも配列に妥当性を欠くものが見受けられる。 て、第一巻と第二巻では、一部の文書に追而書の錯簡が生じており、こ 書に含まれる「平等心院太政官牒并院宣写本」一巻や「平等心院供養料 巻と第二巻については、 さらに、第三巻から第六巻の諸巻については未紹介の文書が多い上、 分散的である点に憾みを残す。また、すでに翻刻が備わる巻につい 補訂や文書名の再考が必要である。例えば、本稿で取り上げる第 複数の文書に字損があるが、西南院の寺蔵文 高野山史の史料として貴重な価値 や『弘法大師行状絵詞』などを 誤読や校訂の不備が目立つため、

校訂を行なう意義は少なくないのである。 ない。ゆえに、既翻刻分の訂正作業を含めて、全体にわたる厳密な翻刻 有するにもかかわらず、その全貌がいまだ十全な形で明らかになってい 要するに、重要文化財 『西南院文書 十一巻』は、 高い史料的価値を

て―」の課題名で、 巻』についても、画像に基づき翻刻作業を開始した。翌二○一八年には あわせて西南院にとって根本史料となる重要文化財『西南院文書 十一 「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究資源化にむけ 坂口は、二〇一七年に、西南院の和田友伸師より寺史調査の依頼を受 藤本らとともに、寺蔵文書・聖教の整理に取り組むこととなった。 東京大学史料編纂所の一般共同研究に採択され、

次同文書の紹介を進めていく予定である。 実施した。本稿はその成果を踏まえたものであり、これを皮切りに、 山 |霊宝館に寄託中の重要文化財『西南院文書 十一巻』の原本調査も 順

に撮影されていたため、幸いに火災に見舞われる以前の状態をうかがう被った。ただし、東京大学史料編纂所によって全巻がマイクロフィルム ことができる。本稿でも、 火災に逢った際、第三巻・第四巻・第六巻・第七巻の計四巻が被害を なお、重要文化財『西南院文書 十一巻』は、一九六九年に西南院が 第三巻の翻刻にあたり、大きな裨益を受けた。

# 重要文化財『西南院文書』 第一巻〜第三巻の概要と考察

下、本稿で紹介する文書を取り上げる際は、文書番号を付記する。 を解説するとともに、一部の文書について若干の考察を行ないたい。 第一巻と第二巻は、鎌倉時代に西南院の敷地に建立された平等心院と、 次に、本稿で扱う重要文化財『西南院文書』第一巻から第三巻の概要 以

その寺領和泉国大泉荘に関する文書で構成されている。

性に平等心院の房舎・資財などを附属することを願い、兼実は「御教書 進藤原仲光の子息)が建立した寺院である。嘉禎元年(一二三五)十二 寄進したという。建久八年(一一九七)、信助は兼実に対して、成覚房腎 (第三三号)を以て賢性への附属を認めている。この「御教書\_ 平等心院は、摂関九条兼実の母方の伯父にあたる信助(太皇太后宮大 には、

賢性は貞応二年(一二二三)十二月九日に入滅する(『血脈中院』[「続

梨二口が設置されている。

二月には、朝廷より「太政官牒」

(第一号)

が平等心院に下され、

阿闍

記されており、同院は強固な外護関係を得ることとなった。嘉禎元年十 平等心院を中宮九条任子(兼実の娘、宜秋門院)の祈願所とすることも

> 門院の「令旨」(第一三号)が下され、賢定が平等心院を継承した。 で願い出ている。これをうけて、道家の「御教書」(第一七号)と宜秋 に譲ることを、九条道家 真言宗全書」第二五巻])が、それに先立って、平等心院を理智房賢定 (兼実の孫)と宜秋門院に「書状」(第一一号)

であり、のちに道家から子息の実経に譲られた。(16) 途は紀伊国井上荘の所当でまかなわれたようである。 院の甥)、さらに道家の子息実経を祖とする一条家に継承された。 院に譲られた九条家領の荘園で、のちにその本家職が九条道家 見える。大泉荘は、兼実が管領し、元久元年(一二〇四)四月に宜秋門 兼子の墓供米も、同じ大泉荘の年貢から十二果が充てられていたことが から三十果が充てられていたこと、また九条兼実の北政所であった藤原 「書状」によれば、兼実の菩提を弔う護摩供僧一口も設置され、この用 賢性の「書状」には、平等心院の仏聖米として、和泉国大泉荘の年貢 井上荘も九条家領

が、 あった九条家、そして一条家の当主の安堵を得るのが慣例であったこと その後も、平等心院の相伝に際しては、外護者にして大泉荘の本家で 第一巻・第二巻所収の各文書によってうかがえる。

西南院の敷地に造立したのが、先に取り上げた平等心院であり、 の「宛行状」は、 年(一一八九)八月に、没官地となった三宝房長安の住房西南院と、そ 西南院と平等心院の二つの名称がこもごも行なわれた。 の近辺の空地を、金剛峯寺が大進律師信助に宛てがったものである。こ る。その冒頭の「金剛峯寺西南院敷地宛行状」(第三五号)は、 第三巻は、一九五九年度の調査で新たに発見された文書を成巻してい 西南院に関する確実な初見として見逃せない。 以後、

八号)は、正和二年(一三一三)の後宇多法皇による高野御幸について を有する文書が含まれる。 また、第三巻には、鎌倉・南北朝時代の政治史史料として貴重な価値 例えば、 「後宇多法皇御幸供奉人交名」

もあった徴証として早くより重視されている。 府に降伏した時期の楠木正儀が和泉国主の座にあり、 信頼できる文書である。また、「楠木正儀国宣」(第四二号) かつ同国の守護で は、 室町幕

ては、説明が必要である。この背景を穿鑿することは、 おきたい 院で伝えられてきた由緒の再検討にも繋がるので、詳しく検討を加えて 南院の寺史と直接関わらない文書が『西南院文書』に含まれる点につい ある。二通いずれも、様式・内容ともに疑う余地はないが、高野山や西 号)や「弘賢書状」(第四○号)など、鎌倉鶴岡八幡宮寺の関係文書も 第三巻には、 「鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状」 近世以来、 (第三九 西南

の供僧職に就けることで、鶴岡の東密化を推進したことで知られる。当職をも兼帯して権勢を誇り、その弟子たちを鶴岡八幡宮寺の二十五坊 るまで、長く在任した人物である。さらに弘賢は、多くの東国寺社の別 月に鶴岡八幡宮寺の別当となり、応永十七年(一四一〇)五月に入滅す 弘賢に関わる内容を持つことである。弘賢は、文和四年(一三五五) まず注目すべきは、 右の二通が、 南北朝・室町時代の真言僧であった 六

高徳の御僧にて、 寺の坊舎と考えられるので、『析負輯』の記載には一層疑問が持たれる。いかにも不自然である。さらに、弘賢が号した「西南院」は鶴岡八幡宮 弘賢が介在した形跡は見られない。第十三世と第十四世の間というのは、 師歴代写」では、 れば、定成から定秀への院家の相伝は円滑に行なわれており、その間に 十四世定秀の間にその伝を記載する。しかし、四三号 弘賢は「西南院」と号したことから、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先(18) また、『高野山通念集』巻八「西南院」の項では、 「永和の比、 弘賢を高野山西南院主の一代とし、第十三世定成と第 公武両家の帰依大形ならず。 弘賢僧正、 鎌倉の西南院と申を兼帯し給ひき。 当山に住し給ふ日も、 弘賢と西南院の関 「定成譲状」によ 西

> 文治五年(一一八九)八月付「金剛峯寺西南院敷地宛行状」(第三五号 実を認めることはできない。 たからである。要するに、弘賢が高野山西南院と関係を有した確実な中 に記されるように、平等心院の建立以前に、すでに西南院が存在してい の号が「西南院」に改まったというのは、明白な誤認である。それは、 れり」と記す。しかし、弘賢の院主就任が契機となって、 南院殿とよび奉りしにより、本号平等心院をあらためて、此号をよび来 「平等心院

良尊による筆で、①が弘賢の自筆であること、また元和二年(一六一六 の一つ)にてこれを感得したことが記されている。②についても、 るため、良尊が関東に下向した際、 五月十七日より江戸増上寺で行なわれた、徳川家康を弔う葬礼に出席す かりとなる。まず、①の包紙には、裏側に近世初期の西南院主であった 紹文」と、②「弘賢行状」(『鶴岡八幡宮寺社務職次第』の抄出 られた、①永和四年(一三七八)四月五日付「弘賢授紹賢伝法灌頂印 あろうか。この背景を考える上では、西南院寺蔵文書の第七○函に収 一年六月初日に、荘厳院において写したという良尊の識語がある。 では、弘賢に関わる文書二通が、 鎌倉雪ノ下の荘厳院 西南院に入ったのはいかなる理 (鶴岡二十五坊 が手掛 由

」之」と述べる。管見の限り、 これら二点に見える良尊の記載が嚆矢と考えられる。 正是名誉也」と記し、②の識語でも「大僧正官、 えている点である。すなわち、 ①と②で興味深いのは、良尊が大僧正の極官に昇った弘賢の名誉を讃 弘賢を高野山西南院に結び付けたのは ①の包紙裏書では「西南院之一代、 於 野山、 名望不い過

鎌倉の歴史に深い造詣を有し、 十二歳で入寂するまで、長く荘厳院の院主をつとめた。賢融の事績では、 賢融の存在である。賢融は、 また、これにかかわって注目すべきは、 寛永十一年 (一六三四) 晩年の徳川家康のもとに祗候したことが 当時の鎌倉荘厳院主であった 閏七月十一日に八

駿府に下向しており、 旧跡之事」について雑談したという。良尊も晩年の家康に再三招かれて さらに賢融に 府に帰る途中で、賢融より「鎌倉三代将軍、 興味深い。例えば、慶長十六年(一六一一)十一月、家康は江戸から駿 『保暦間記』を持参させ、これを読ませるほか、「鎌倉中 その立場は賢融と似通っていた。 北条九代旧規之事」を聴き、

契機をなしたと言えよう。 (空) ここの(空) ここの(空) ここの(空) であわら、 おける受者の名が記されており、そこには「庄厳院法印大僧都賢融」演より許可灌頂を伝受した。『義演准后日記』同日条には、この灌項 ある。家康の肝煎による灌頂は、 慶長十八年(一六一三) 「内々上意」によって、 良尊と賢融は並んで義演より灌頂を受けたので 他の真言僧とともに、醍醐寺三宝院門跡の義 五月九日、 良尊と賢融を結び付ける上で、 駿府に滞在していた良尊は、 この灌頂に 重要な 家康 0)

の途中、 光国師日記』 であった、増上寺における家康の葬礼は五月晦日に結願している(『本 得し、六月初日に 倉荘厳院において、 先に見たように、 賢融のいる鎌倉荘厳院に立ち寄ったことになる。 同日条) 「弘賢行状」を抄写していた。関東下向の主たる目的 良尊は、 弘賢に関わる「弘賢授紹賢伝法灌頂印信紹文」を感 ので、 良尊はただちに高野山への帰途につき、 元和二年(一六一六) の関東下向の際、 そ 鎌

(3) 良尊が荘厳院に長く留まったのは、 ものと判断される。そして、「印信紹文」によれば、 七月四日付 えるのは、 伝授した大阿闍梨は 「関東鎌倉雪下荘厳院相伝之印信」と記されており、その筆跡は良尊の さらに、良尊は、 西南院寺蔵文書の第四函に収められる、元和二年(一六一六) 「許可灌頂印信紹文」である。この「印信紹文」 その後もしばらく荘厳院に逗留した。この事情を伝 「法印大和尚位権大僧都賢融」であった。 賢融から受法するためであったので 良尊に許可灌頂を の包紙には すなわち、

> が考えられる。 の一代に位置付けることで、 るまいか。そして、 南院」と号した鶴岡八幡宮寺の高僧たる弘賢の存在を教わったのではあ た。その間、良尊は、 鎌倉荘厳院の賢融と密接な関係を結び、 このように、良尊は、徳川家康のもとに祗候したことが契機となって、 良尊は、 鎌倉の歴史に通暁していた賢融から、 大僧正の高位にあった弘賢を高野山西南院 西南院の由緒を権威付けようとした可 荘厳院にもしばらく逗留してい かつて「西

院において、良尊が弘賢に関わる「印信紹文」を感得し、 を高める動機は、十分に認められる。 状」を抄写したのは、院主就任の翌年のことであり、彼が西南院の格式 <u>H</u>. ÷)八月四日に家康の命で西南院に移り、院主の座に就いた。\*\*(※)そもそも、良尊は始め高野山の多聞院に住したが、元和元年 かつ弘賢の 二 六 二

らに、 は、 であったと考えられる が『西南院文書』に収まった事情も判然とする。すなわち、これら二诵 付けるべく、その徴証として利用しようとする巧妙な意図に基づくもの 八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状」(第三九号)と「弘賢書状」 以上の考察を踏まえると、 良尊が鎌倉荘厳院において、賢融から譲り受けた可能性が高 良尊がこれらの文書を獲得したのは、 弘賢を西南院の院主に位置 (第四〇号

野山通念集』に取り込まれることで、 文書の調査に基づいて考察を加えることで、その真相が明らかとなるの などに基づいて、 三七八)四月五日付「弘賢授紹賢伝法灌頂印信紹文」や、「弘賢行状」 近世末期の『金剛峯寺諸院家析負輯』 良尊が造り上げた由緒は、寛文十二年(一六七二)十月に成立した『高 弘賢を西南院の一代として扱ったことで、 良尊の企図は達成されたと言えようが 鎌倉鶴岡八幡宮寺の関係文書である が、良尊が感得した永和四年 次第に認知されてゆく。 その由 西南院伝来

れることとあわせて、大方の御示教を切にお願いしたい。 なった。一部の文書については迂遠な考察を重ねたが、本史料が活用さ 以上、 重要文化財 『西南院文書』第一巻から第三巻について解説を行

- 1 「西南院経蔵棟札」(西南院所蔵。高野山霊宝館に寄託中)。
- $\widehat{2}$ 10~二一頁参照 (『高野山正智院経蔵史料集成一 正智院文書』吉川弘文館、二〇〇四年) この総合調査については、山本信吉「正智院の歴史と正智院文書の概要
- 3 「平等心院太政官牒<sup>并</sup>院宣<sup>写本</sup>」一巻、「平等心院供養料文書(仮題)」 巻(ともに第五九函)。後者は、高野山大学密教文化研究所に架蔵され 同研究所による調査目録の命名に従う。
- $\widehat{4}$ 南院寺中知行支配」と記されている。 (「続真言宗全書」第三五巻)に全文が引用されており、その冒頭にも「西 第八巻は、早く『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」
- 5 子院に伝来した古文書については考察の対象にほとんど入っていない。 野山文書』は、主として近世の段階で壇上伽藍の御影堂に収蔵されてい 用した歴史研究が活発化した事実を指摘し、とりわけ懐英による『高野 れたかについては、今後十分な検討が必要である。その意味で、寛文 ゆえに、子院伝来の古文書が、近世の史書・地誌類にどのように利用さ た『宝簡集』『続宝簡集』『又続宝簡集』に限られており、高野山上の各 春秋編年輯録』の編纂を重視している。ただし、久保田氏が注目した『高 出一九五六年)が重要な業績である。久保田氏は、延宝八年(一六八〇) における佐々宗淳(水戸藩士)の史料採訪をうけて、『高野山文書』を利 ける歴史研究」(『近世史学史論考』皇學館大学出版部、一九六八年。初 近世における高野山史研究の沿革については、久保田収「高野山にお

文書』第一巻・第二巻の所収文書を利用した事実は興味深い。 十二年(一六七二)に成立した『高野山通念集』が、いち早く

6 高野山大学密教文化研究所架蔵の復本による。

 $\widehat{7}$ 

- 寺蔵文書、第七三函)によれば、隆快は、文久三年(一八六三)十月 第五二号、一九六一年)五〇頁。なお、『西南院歴代 | 旧文証』(西南院 十七日に入寂した。 和多昭夫(秀乘)「寬治二年白河上皇高野御幸記(二)」(『密教文化』
- 復刻版では、第三巻に収められる。 高野山文書刊行会、一九四一年。一九七三年に歴史図書社が発刊した

8

- 9 思文閣出版、一九八一年。
- 10 野御幸記(二)」は、その解題にあたる。 文化』第五一号、一九六〇年)。注(7)前掲和多「寛治二年白河上皇高 和多昭夫(秀乘)「西南院蔵「寛治二年白河上皇高野御幸記」」(『密教
- 名著出版、一九七六年。
- $\widehat{11}$ 12 写真帳として公開されている(〔請求記号〕 六一七一・六六―一)。
- $\widehat{13}$ 和多秀乘「高野山と重源および観阿弥陀仏」(『仏教芸術』第一〇五号、 歌山県聖蹟』下巻(一九四二年)第五篇第三章第二節十五「平等心院」、 一九七六年)参照。 平等心院の草創については、紀元二千六百年奉祝会和歌山県支部編『和
- 14 門院の祈願所ならびに女院周辺の人々」(小原仁編『変革期の社会と九条 兼実』勉誠出版、二〇一八年)で取り上げられている。 平等心院の宜秋門院祈願所としての側面については、高山京子「宜秋
- (15) 大泉荘の沿革については、大阪府史編集専門委員会編『大阪府史』第 三巻 中世編一(大阪府、一九七九年)四六〇~四六四頁 が要を得ている。 (宮川満執筆
- 17 (16) これについては、粉河町史編さん委員会編『粉河町史』第二巻(粉河町 十一月日付、『九条家文書』)および第一二二号「一条摂政(実経)家所 領目録案(断簡)」(年紀欠、『九条家文書』)と、その解説が参考となる。 一九八六年)第一二一号「九条道家初度惣処分状」(建長二年[一二五〇] 弘賢については、 櫛田良洪「関東に於ける東密の展開」(『真言密教成

勝也 頼仲と二人の弟子について」(『駒沢史学』第五八号、二〇〇二年)、小池 立過程の研究』山喜房佛書林、一九六四年)、伊藤恭子「鶴岡八幡宮別当 「室町期鶴岡八幡宮寺における別当と供僧」(『史学雑誌』第一二四

- 18 編第一○号、二○一五年)などに詳しい。 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』(「鶴岡叢書」第四輯)第一「社務次第」。
- 践女子大学文芸資料研究所年報』第一〇号、一九九一年)二〇七~ 倉鶴岳若宮別当坊西南院一対」において同書を書写した旨の記載がある。 台秘密持問上」)の奥書には、永徳二年(一三八二)閏正月中旬に、「鎌 一〇九頁参照 『東寺観智院金剛蔵聖教』第一二一箱第一九号『秘密独聞鈔』(外題「天 『秘密独聞鈔』については、牧野和夫「『海草集』影印・解説」(『実
- 20 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』第三「林東坊荘厳院
- 21 『駿府記』(「史籍雑纂」第二)慶長十六年十一月十八日・十九日
- 灌頂印信紹文」が収められている。なお、この許可灌頂については、『大 日本史料』第十二編之十一、慶長十八年四月十三日条附録が参考となる。 西南院寺蔵文書の第四函には、このときに義演が良尊に授けた「許可
- $\widehat{23}$ 紹文」参照 いては、西南院寺蔵文書の第四函に収められる、 (一六二一)三月二十六日に、賢融より許可灌頂を伝受した。これにつ なお、 良尊の次代に西南院の院主をつとめた政旻も、 同日付「許可灌頂印信 元和七年
- 24 にも、「同日、西南院より使僧来。八月廿八日之状来。銀子弐枚来。多門係のあった金地院崇伝の日記『本光国師日記』元和元年八月二十九日条 院之事也。西南院へ移候との祝儀之状也。則返書遣ス」とあり、 の記載が裏付けられる 『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」による。なお、良尊と関 『析負輯』

(文責・坂口

### 翻 刻

### 凡例

- 、本稿は、 のうち、 である。 第一巻から第三巻に収められた文書四三点を翻刻したもの 高野山西南院に伝来した重要文化財『西南院文書 十一巻
- た。 翻刻は、高野山霊宝館に寄託中の原本およびその画像によって行なっ 院宣写本」および「平等心院供養料文書(仮題)」(ともに西南院寺 のある箇所に関しては、 蔵文書、 京大学史料編纂所架蔵のマイクロフィルムに基づいた。また、欠指 たが、焼損のある第三巻に関しては、焼損発生以前に撮影された東 第五九函)を参照し、 近世の書写にかかる「平等心院太政官牒事 欠損以前にあった文字を傍注に示し
- 花押は、 げた。 本文の相当箇所に (花押)と記し、稿末に花押集として掲
- 字体は、原則として常用漢字を用いたが、 ついては残した。 一部の異体字・ 略体字に
- 改行は原本通りとし、 紙継目は」記号を以て示した。
- 本文には、読点(、)・並列点(・)を付し、くりかえし記号は「々\_ を以て示した。
- 文字が磨滅・虫損により判読できない文字は、その字数を計って□ 記号で示した。また、文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、 後に書かれた文字の左傍に傍点を付し、 訂正前の文字を右傍の〔
- 本文中の合点は、\で示した。

記号の中に×を冠して注した。なお、

判読不能の文字は、図記号で

- 本文以外の部分は、「」で括り、その位置に従って (端裏書)などと傍注を付した。 (押紙) (包紙)
- 編者が加えた傍注で、文字に関わるものは にわたるものは()記号を以て示した。 記号、 参考・説明
- 一部の人名に付した注は、新訂増補国史大系 便宜上、後世の家名を記したものがある。 『公卿補任』を参照し、
- 文書の内容に関して留意すべき点については、 付し、文頭に○記号を加えて本文と区別した。なお、文中における 「尊卑分脈 の頁数は、 新訂増補国史大系のそれである。 必要に応じて按文を

## (西南院文書) 第一巻

「四条院嘉禎元年十二月晦日太政官牒 <sup>(外題)</sup>

○元来は、 元表紙であろう。 改装の際に題箋に転用したものか

## 太政官牒

横五〇・九糎

太政官牒平等心院

応置阿闍梨弐口事

右、太政官今日下治部省符偁、 当院者、 得彼院院主伝燈大法師 奉

寄進後法性寺尊閻畢、 位賢定今月日奏状偁、 其後相継、 一、為宜秋門院御祈禱 (元条任子) 信助律師、終土木功之後、

所、

而星霜四十余廻之間、

偏祈累葉繁昌之御運、公私三代之

跡、 殊仰摂籙御栄耀、 故抽丹款而励法力、致懇志而勤御願

殊又奉祈金輪聖皇天長地久、 然則、 弥知練行之不空、 宝祚延長、 重致精勤異他、 御願円満 望請天恩、 是非忠 因准傍例

> 早以二口阿闍梨、被寄置平等心院者、旁修不退之慧業、 無彊之宝祚者、正三位行権中納言藤原朝臣実世宣、(姉小路) 奉祈 勅、

依請者、 省宜承知、 依宣行之者、 院宜承知、 牒到准状、 故牒、

嘉禎元年十二月卅日 []朝臣」 (自署) (自署) (花押1) 牒

右少弁正五位下藤原

○本文書の字面には、「太政官印」(縦七・七糎×横七・八糎) <sup>(広橋経光)</sup> 道範の付法弟子にあたる。また、 師歴代写」)。 南院第三世 捺されている。理智房賢定は西南院第五世で、 ( 以 上、 『血脈中院』、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先 平等心院を開いた信助律師は、 成覚房賢性 覚本房 一顆が

# 源則任書状

横四二·六糎

早可被下御教書 平等心院事、 此上

之由候也、 充誰人、

可被仰下候乎、承

恐々謹言、 存、 **忩可申沙汰候** 

十月十二日 則<sup>源</sup> 任

○源則任は、 条家の諸大夫・上北面 上宗雄「一条実経について」(『鎌倉時代歌人伝の研究』 の歌合や詩歌合にも出席した。『花押かがみ』第三巻二七三頁、 経の「政所下文」や 九九七年。 醍醐源氏、 初出一九九三年)二九四~二九六頁参照 「御教書」 則長の息(『尊卑分脈』第三篇四五八頁)。 (『弘安礼節』醍醐本)。 一条家経に仕え、家 の奉者をつとめるほか、 一条家主催 風間書房

Ξ 左衛門尉宗連奉書

細之条々、以利忠被 [×図][×仰] 大泉庄之間事、委 大泉庄之間事、

仰下候、被談合、可

付嘉暦元」

被申左右之状、

如件

九月七日 左衛門尉宗連奉

平等心院々主御房

几

日野資明施行状

横冠三二:三

担 担

大泉庄内永平名、 致

知行、 便補去年所被経入之 於年貢者、 悉可被

公用并供料米分、 至

細々公事物者、 可被進

済之由、 被仰下候也、 仍執達

如件、

嘉曆元年八月廿一日 前肥後守 (花押2)

謹上 平等心院々主御 房

和泉国大泉荘の領家であった(一〇号「和泉大泉荘相

○日野資明は、

五 摂関家御教書 第

御堂仏聖事、 必可有御沙汰候也、但御存日 更御不審不可

第二紙縦三二:○糎

紙縦三二·○糎

伝系図」)。

被仰其旨、 御不審候歟、静有御計、 其沙汰候之条、当時不合期候、 忽難叶者、 還可被残

向後、更不可黙止候也、依此事、

始終

仍雖

被留御執心之義、 努々不可候

賢性之阿闍梨事、 同不可有御

不審候、忽被申仁和寺宮候之条バ」

無其闕者、 何樣可候哉、闕出来之時、

必可被申彼宮候也、此事、又□[何] 不成熟候乎、 両条共以、 不可有御不

審候、 可申此旨之由

御気色所候也、仍上啓如件

十一月十三日 美濃守盛長奉

○成覚房賢性は西南院第四世で、 の地位を相伝した。石田祐一 第三篇四六一頁)。九条家の諸大夫で、 後者は入寂日を誤る)。源盛長は、醍醐源氏、長俊の息(『尊卑分脈 人寂した(『血脈中院』、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」。 一諸大夫と摂関家」(『日本歴史』第三 貞応二年(一二三三)十二月九日に 和泉国日根荘の荘務担当者

左衛門尉長藤請文

九二号、一九八一年)参照

横三七·七糎

心院仏聖米并本新両 大泉庄役高野山平等(和泉国和泉郡)

供料、 任先例、 可致其沙汰

之由、 可令存知候、恐々謹言 承候了、 早守御教書之

八月十五日 左衛門尉長藤 (花押3)

謹上 院主阿闍梨御房

○本文書は、二七号「日野資明施行状」をうけて発給されたものと考 えられる。長藤は、 !の預所と考えられる。 日野資明 (和泉大泉荘の領家) の家人で、大泉

### 七 前摂政家御教書

横五○・○糎

平等心院供料事、 任代々

和泉国大泉庄内高野山

前摂政殿御気色如此、

支證之旨、

不可有相違者、

執達如件

十二月一日 前民部少輔 (花押4

仙深阿闍梨御房

○「平等心院太政官牒<sup>并</sup>院宣<sup>写本</sup>」(西南院寺蔵文書、 には、「永享十午」の付年号がある。また、『金剛峯寺諸院家析負輯』 第五九函) の写

世の良賢房仙深に比定する。 巻六「先師歴代写」は、 宛所の「仙深阿闍梨御房」を西南院第十八

日野資明書状案

横四六·五糎

大泉庄事、 (和泉国和泉郡) 殿下御教書并

施行無相違之条、 神妙候歟、 此上者、

相談預所、 てこそ、 仏聖以下も、 **念可被追出候、** 下行之実候ハんすれ、 所務無為に候

為所務、 預所下向事者、 長藤直定申

> 候歟、 力之沙汰、可属無為候歟、 若警固緩怠

年貢之減少候者、供料等も、 候て、悪党等も猶入部、 有所務之違乱、 随而不可有正 及

躰候歟、其分、定又御存知候らん、能々可令

致其沙汰給候、供料以下事、本家最前

子細候歟、凡、是、可置之物にて候へとも、 御教書可撰進之由、 仰長藤候了、定無 被懇望

仰之間、 撰進候、今度御教書が被止案候て、 正

文をハ 恐々謹言、

○六号「左衛門尉長藤請文」と内容的に関係することから、 (元亨二年力) (元亨二年力) 可返給候也、恐, 資田(日野) 元亨二年

(一三二二)に比定した。

九 九条道家御教書案

本紙縦三二·三糎

包紙縦三二・一糎

(包紙ウハ書) 右馬権頭兼康奉書

禅定殿下御教書案(九条道家)

用途及後法性寺殿 (九条兼実室、藤原兼子) 人名泰兼宪室、藤原兼子)

護摩供僧一口等事、

任先師賢性阿闍梨之 以門弟泰然、 無相違

禅定殿下御気色如此 可令致沙汰給者

仍執達如件

令内談申候上者、 殊被致同心合

(152)

(<sub>賢定)</sub> 仁治四年正月廿七日 兼康(下ニスリケシアリ)

謹上 ○二三号「九条道家御教書」の案文。 理智房阿闍梨御房

## 0 和泉国大泉荘相伝系図

横四六·三糎

兼実 「大泉庄御相伝御系図」 号月輪殿、 摂政 関白 後法性寺殿 宜秋門院 御母従三位季行女 摂政 太政大臣 号後京極殿、 後鳥羽院后 摂政 関白 号光明峯寺殿 実**経**―― 教宝 田中殿 太泉庄以下御領御相伝之 号後一条殿、 号円明寺殿、 内 関 経 <sub>摂</sub> 家経 号後光明峯寺殿、 経通 田中姫君 内実 中将 北山殿御孫 号天王寺殿 内大臣 左右大将

大泉庄先領家田中姫君者、 大泉庄御知行之、平等心院供料、依御無沙法六条殿御局為養君、田中殿御跡内、

大泉庄当領家者、 日野藤大納言俊光三男、 権右中弁資明

当領申次者、 中納言法印実存

○本系図の成立時期について、三田武繁「九条道家領の一相続人」 える「田中殿」は、 本歴史』第六三一号、二〇〇〇年)は、 同三年八月七日の間と推定している。 建長二年(一二五〇)十一月日付「九条道家物 同論文によれば、 元亨二年 ( | | | | | | | | | | | 系図に見 四月 日

> 家の娘)のことである。 いて、宜秋門院の指示で大泉荘の領家職を讓られた「九条禅尼」

処分状」

(『九条家文書』、

『鎌倉遺文』第一○巻第七二五○号)にお

(道

賢性書状案 第一 光 横四九·四糎 一 第二紙縦三二:二糎

申付此宰相公<sup>賢定</sup>之由、思給 (信助) 仍此先師遺跡事、存日可 匹弱、余算日少罷成候畢、 女院御所事候、又(宣秋門院、九条任子) 者也、但於此事者、 心操頗隠便、 申修学、 御沙汰、 同可令言上次第候歟、 案内候、 殊事不候之間、 抑所令言上候者、老乱逐日 被申入 申練行、 御所辺何御事聞候 御祈禱事、 絶久不令申 其器量無左右候□ 両御所儀候哉、 可令言上 殿下御所(九条道家) 若可然候者、 思給候 丁寧可 此賢定、」 為

所令言上候也 勤仕事、 無不審候、 仍同法中、 撰其仁、

御堂仏聖米三十果大泉御庄御年貢內、《和泉国和泉郡》 仏具 平等心院女院御祈願所、 本尊 世間資財等各目六在別 同僧坊 聖教

禅定殿下御菻護广供僧(九条兼実)〔菩提〕〔摩〕 □ 当国井上庄所当内、(紀伊国那賀郡)

但於此供僧事者、

可令言上仁和寺上乗院法印御房

(153)重要文化財『西南院文書』第一巻~第三巻(坂口・藤本)

事候、 同被申入候哉、 無便宜事候者、 直可令言上給候也

此等所帯、 各雖為少事、 且如為公事、 仍

被計申入候哉、 言上事由於 他事期後信候、 両御所、 可申付之由、 恐々謹言、 思給候、

二月五日

四位少納言殿硯下

○成覚房賢性は西南院第四世。 年紀の下限は貞応二年となる。 応二年(一二二三)十二月九日に入寂している(『血脈中院』)ので、 師歴代写」には、「師御俗性者、洛陽五辻家人也」とある)。本文書定の出身を考える上で興味深い(『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先 の返報が一七号「九条道家御教書」と考えられ、一三号「宜秋門院 び五号「摂関家御教書」の按文参照)。「宰相公」という公名は、腎 で西南院第五世の理智房賢定のことである(一号「太政官牒」およ (九条任子)令旨」も関係する。本文書は年紀を欠くが、賢性は貞 また「宰相公賢定」は賢性の付法弟子

# **〔西南院文書〕第二巻**

一二 源則任書状 第 **紙** 横四一:: 二一 糎糎 第二紙機三八:六糎

高野平等心院

間事、 蒙仰之間、 先日以遼遠 、具申

入候了、所詮、 随

可有御成敗候也、」 僧正被計申候

> 沙汰候、 不可有子細之由、其 還御可為

明日候ヘハ、於京

都可申候、定又

御参候歟、併期参会候、

恐々謹言、

十月四日 

○原本では追而書が続き、『高野山文書』第六巻第三一○号、 こでは省いた。 筆跡から一七号「九条道家御教書」の追而書と考えられるので、こ 文』第二八巻第二一三九○号もこれに従って翻刻しているが、内容・ 『鎌倉遺

令旨

宜秋門院(九条任子)

横四三·四糎

御所帯等、可令付属賢定〔פ〕

入寺給之由、聞食了、任令申給

宜秋門院令旨候也、仍執達(元条任子) (元条任子) 之旨、不可相違之由、

七月十一日 沙弥 (花押5)

○本文書は、一 号 「賢性書状案」および一七号「九条道家御教書

と関係する。

匹 日野資明施行状

本紙縦三一: 糎糎 礼紙縦三六·六糎

平等心院々主職事

相違之状、 任本家御下知、不可有 如件、

十一月廿七日 (在押6)

按察律師御房\_

〇以下、 追而書)

(源) 追申、 追申、

献之候也

○追而書は、原本では二八号「一条内経御教書」に続くが、 文書』第六巻第三二四号、 さらに、筆跡も勘案して、本文書の追而書と判断した。東京大学史 見える「清兼朝臣奉書案」は二八号そのものを指すと考えられる。 料編纂所架蔵の影写本では、 『鎌倉遺文』第三六巻第二八二五六号も 本文書の前に追而書を収め、 追而書に 『高野山

源則任書状 第一 ・ 横四七・ 四糎 第二紙縦三一:二糎 これに従って翻刻している。

五

高野山平等心院

護摩供僧事、 泰然

状、加一見、 返進之、 近

日於此御所、 不及御

沙汰事候歟、 而無左

右改補之儀、 頗不

審候、於事之是非

者、 毎事期出京之 追可有其沙汰候也、」

次候、恐々謹言、

八月七日 則<sub>源</sub> 任<sup>源</sup>

○蓮躰房泰然は西南院第六世 (『金剛峯寺諸院家析負輯』 卷六「先師

歴代写」)。

六 一条内実御教書

横四七·七糎

高野平等心院供

料并御菩提用途

等事、任代々被仰置之 旨 不可相違者、内大臣(一条内実)

殿御気色如此、 仍執達

乾元二

三月十九日

道明御房

○道明房信智は西南院第八世 (『金剛峯寺諸院家析負輯』 卷六 「先師

歴代写」)。

七 九条道家御教書 第一紙縦三一:二糎 第二紙縦三二:三 糎糎

礼紙 縦三一 二糎

入候了、

御消息之状、

伺便宜、

具申

抑御門弟賢定付属事

故禅定殿下·北政所御菩提 (元条兼実) (元条兼実室、藤原兼子) 平等心院、同僧房仏聖、

資財、 御祈用途以下、 至于本尊・仏具等 世間 一出 世

勤行之由、聞食了、件賢定、女院并此御方御祈禱、可令(元条道家) 不残一物、令讓与彼賢定、不残一物、令讓与彼賢定、 勤行、 於殿中、 可有便宜歟之由、 無内外者也、御祈等」 聞食了、件賢定、

御気色所候也、仍執達

(○以下、追而書 二月廿七日 侍従\_

逐申

兼時朝臣、可令申入給 宜秋門院御方へ付 此御方二、具聞食了、

之由、 御気色候也、 謹言、

○追而書は、 ら本文書のものと考えられる。本文書の冒頭に見える「御消息」は、 条任子)令旨」も関係する。 一号「賢性書状案」のことであろう。また、一三号「宜秋門院(九 原本では一二号「源則任書状」に続くが、 内容・筆跡か

文中に登場する源兼時は、醍醐源氏、季長の息(『尊卑分脈』 第三

月記』同年十月十一日条)。石田祐一「諸大夫と摂関家」(『日本歴史』 貞元年、一二二七)十月九日に死去。「女院・此殿大略一身奉行」(『明篇四五六頁)。 九条家の諸大夫で、宜秋門院)元系道家)

資明朝臣 本紙縦三一·二糎

大泉庄供米事」

八

日野資明請文

包紙縦三一・一

御気色候也、

仍

勤行給之由 代々佳例、可令

執達如件

第三九二号、一九八一年) 参照

米四十四果余者、 山供料事、於本供 大泉庄役高野(和泉国和泉郡)

任

雑掌令申候、得其 可致其沙汰之由

恐々謹言

御意、可令披露給候

「元<sup>(別筆)</sup> 字二

八月九日 権右中弁資明(日野)

九 源則任書状

後法性寺殿護(九条兼実)

日被仰下了、此者 摩供僧事、先

供料事、任例定 其沙汰候歟、直可被申

候哉、恐々謹言、 [正応元]

十二月十八日 則<sup>源</sup> 任

<u>-</u> 一条家御教書

御祈禱事、

任

横四四·六糎

<del>加</del>糎

姫君御祈禱事、 (田中姫君) 「当院代々補任」 道明御房 謹上 無相違、可令□□□ 殿護摩供僧等事、 二二 一条家経御教書 候者、 申候歟、御所存成就 先相□可被祈立 高野平等心院供 其沙汰候也、 有御計之由、内□(々) 子細先日被仰候了、 ○田中姫君は、一条家経の女で大泉荘の領家であった(一○号「和泉 三月廿日 ○道明房信智は西南院第八世 室、藤原兼子) (九条兼実 [御菩] (構) + 国大泉荘相伝系図」)。 歴代写」)。 於供料者、 道明御房 条家御教書 佐遠 仍執達如件、 追可 前丹波守泰熙 横四六・四糎 (『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師 横四七・三 用途及 後法性寺殿 (九条兼実室、藤原兼子) (九条兼実室、藤原兼子) (元条兼実) 四四 謹上 平等心院事、 禅定殿下御気色如此、可令致沙汰給者、 双信御房 仍執達如件、 任先師賢性阿闍梨之 護摩供僧一口等事 給之由、 弘安十一年四月廿六日 ○本文書の案文あり(九号「九条道家御教書案」)。源兼康は、 以門弟泰然、無相違 西南院第五世、 同三年二月十九日条)。『花押かがみ』第三巻四四頁。 の奉者をつとめる(『明月記』寛喜二年[一二三〇]閏正月四日条 第三篇四五九頁)。九条道家に仕える申次をつとめるほか、御教書 氏、有長の息。建長年間(一二四九~五六)に卒去(『尊卑分脈 理智房阿闍梨御房(賢定) 九条道家御教書 源則任書状 被仰下之状、如件、 **『血脈中院』、** 彼 蓮躰房泰然は賢定の付法弟子で、西南院第六世 『金剛峯寺諸院家析負輯』 第一 前丹波守 (花押8) 紙 縦三一·二糎 横四七·八糎 (花押7) 第二紙縦三一三 卷六「先師歴代写」)。 理智房賢定は

醍醐源

状、 御教書可申進候、 於今者、不可有子細候數 加一 見、 返進之、

名も可注賜候、彼仁」 見大切候也、信藝呼 先々被仰下候案文、

又上洛候者、 其趣も可

御計候、恐々謹言、 申談候歟、 可随

「弘安十一」「年」 四月廿二日 則 順 任

「前宮内権少輔返事」

○付年号は二つの筆蹟からなる。 **峯寺諸院家析負輯**』 卷六 「先師歴代写」)。 相俊房信藝は西南院第七世(『金剛 書に秀で、 高野版の版下

を書いたことで知られる。

五五 条実経御教書 第

一紙縦三一・三糎 第二紙擬三十二八糎

(一条実経)

後法性寺殿□御 (九条兼実) [等] (九条兼実) (等) (九条兼実室、藤原兼子)

任光明峯寺殿被 (九条道家) 委附之由、被聞[ 菩提用途事、賢定 、被聞□丁、

仰置之旨、 向後不可

> 相違之由、 所被仰下也

仍執達如件、

十一月十七日 前信濃守親長

蓮躰房阿闍梨御房

○蓮躰房泰然は西南院第六世、 の息(『尊卑分脈』第三篇四五九頁)。一条家の諸大夫。 寺諸院家析負輯』 卷六「先師歴代写」)。 理智房賢定は西南院第五世(『金剛峯 源親長は、 醍醐源氏、

二六 日野資明施行状

横四七·四糎

(花押9)

被補高野平等心院

庄役供料事、任例、可 国和泉郡) 院主之由、被聞食了、 大和 泉泉

致其沙汰之旨、 可有御

下知之由、 可申之旨候也、 仍

(元亨二年力) 九月十八日 北東山代、

前肥後守俊有

謹上 帥阿闍梨御房

○二七号「日野資明施行状」と関係があるため、元亨二年(一三二二) に比定した。

二 七

日野資明施行状

横四八・八糎

大泉庄役高野山 (和泉国和泉郡) (花押10) (日野資明)

平等心院仏聖米并

本新両供料、任先例、

如件、 給之由 無懈怠、 被仰下候也、 可令致其沙汰 仍執達

謹上 程上 預所殿 元亨二年八月十五 五日 前 肥後守俊有奉

○本文書をうけて、 れる。 六号「左衛門尉長藤請文」が発給されたと考えら

<u>一</u>八 一条内経御教書

横四三·六糎

如元、 高野平等心院々主職事、 所被仰付也、早存其

勤仕之由、 旨、 朝夕勤行、無懈怠、 御気色如此、 可被 仍

執達如件、

十一月廿六日 清<sub>源</sub>

按察律師御房

○原本では追而書が続くが、内容・筆跡から一四号「日野資明施行状 三篇四五九頁)。一条家の政所別当をつとめた。『金剛福寺文書』に、 の付年号がある。 政所下文」「一条内経家奉加状」(『鎌倉遺文』第三一巻第二三九〇 清兼が奉者をつとめた延慶三年(一三一〇)二月日付「一条内経家 の追而書と考えられるので、ここでは省いた。「平等心院供養料文 号、 (仮題)」(西南院寺蔵文書、 第二三九二三号)が所収される。 源清兼は、 醍醐源氏、 第五九函)の写には、「徳治元年」 親長の息(『尊卑分脈』第

> 并故北政所御菩提(九条兼実室、藤原兼子) 用途等事、 信智委附之

旨 被聞食了、不可有

相違之由、所被仰下也

仍執達如件、

中納言阿闍梨御房 三月三日 清源

○「平等心院供養料文書 珍は、 には、 『金剛峯寺諸院家析負輯』 西南院第九世。また、 「建武」の付年号がある。 (仮題)」 巻六「先師歴代写」)。 道明房信智は、 「中納言阿闍梨御房」こと賢蓮房頼 (西南院寺蔵文書、第五九函)の写 西南院第八世 ( 以 上、

横四七・八糎

Ξ 一条家経御教書

事、後一条殿被 幷代々御菩□□ 年代,即等[]是料] 高野平等心院供料

(前) | 仰置之旨、不可□□、[相違]

仍執達如件、 □無政殿御気色如此

前 備

蓮躰房阿闍梨御房

○蓮躰房泰然は西南院第六世 歴代写」)。 (『金剛峯寺諸院家析負輯』 卷六

「先師

## Ξ 一条内経御教書

 ・ 横四四・ 七糎 に 三種 第二紙縦三一:三糎

第

大泉庄悪党濫妨事、(和泉国和泉郡)

度々被仰下候了、 所詮、

全所務給、且又高野

**窓追出彼輩、** 

可令

合力之沙汰、然者、 山平等心院供僧等、 於本 可致

新両供料者、 可被究

下之由、 給之由、 被仰下候也、 可令下知供僧等 恐々

謹言、

「元亨二年」

謹上 一 権弁殿 (日野資明) 清<sup>源</sup> 兼 奉

〇日野資明は、 元亨二年(一三二二)当時、 権右中弁 (『弁官補任』)。

三二 日野資明施行状

本紙 機三七 : 三糎 包紙機三一、三糎

(包紙ウハ書) (包紙ウハ書) 付元亨二年八月廿三日、 同廿七日到来

(一条内経) 大泉庄悪党濫妨事、(和泉国和泉郡)

殿下御教書如此、 任

被仰下之旨、 供僧・預所

相共、可令追出彼輩給之由

権弁殿所候也、 八月廿三日 仍執達如件 前肥後守俊有奉

> 謹上 高野平等心院々主御房

○本文書は、三一号「一条内経御教書」をうけて発給されたものであ

三三 九条兼実御教書

横四八・三

— 糎糎

高野平等心院并房

舎・資財等、永附属□

山々籠賢性之由、 由、聞食 中宮御

了、彼院可為 祈願所云々、 仍同被啓事

由了、 向後更不可有

牢籠、 御気色如此、仍執啓如件 早可令存此旨給者、

「建久八丁ピ」

後六月八日 権左少弁 (花押 11

謹上 高野律師御房

○本文二行目の虫損箇所は、一見して「當」の残画のように見える(口 絵図版参照)が、近世に書写された「平等心院太政官牒が院宣写本」

(西南院寺蔵文書、 第五九函) には 「南」と明記する。 修理の際に

文字が動いたものであろう。 賢性は西南院第四世 (『金剛峯寺諸院家析負輯』 巻六 「先師歴代写」)。 大進律師信助は西南院第三世、成覚房

三四 重通添状

横縦 三六·六糎 二九·四糎

日御書、 前宮内権少(源則任)

輔奉書、 殿候之処、 如此候、委被載

可令進上候、 御返事候而可給候、 以此旨、 念々 可令

披露給候、恐々謹言、

弁僧都御房 十月十日 重通

○本文書に見える「前宮内権少輔奉書」とは、一六号「一条内実御教

書」を指すか。

(西南院文書) 第三巻

三五 金剛峯寺西南院敷地宛行状

金剛峯寺

「西南院敷地宛文(端裏書)

三通之内

奉宛 西南院地事

長安入寺三宝房房跡并北東空地等

四三个限西山門路、限市山横道前山、限市山横道前山、

件長安入寺之没官地并近辺

右、

永所奉充 大進律師御房如件(信助) 「第四十」 長者権僧正御房 (後證」(トモニ別筆)

空地等、

仰

文治五年八月 日 行事入寺 (花押 12

年預山籠 (花押13

検校阿闍梨 (花押14)

〇三宝房長安は西南院第二世、 峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」)。『高野山先哲灌頂記録』 大進律師信助は西南院第三世 (『金剛

先日度々所令申候 土州頼高訴陳状、令進

三六

成真書状

版、

覧之候、任道理、御成敗□ [條]

尤可為本意候歟、子細具 此上御不審事等候者、

頼高令参上候、委可被召問

候歟、 他事期後信候、恐々

謹言、

五月十一日

成真

平等心院御房

三七 高野山西南院関係文書案

「長安三宝房譲状」

(1)金剛峯寺西南院敷地宛行状案

金剛峯寺

奉宛 西南院地事

長安入寺三宝房房跡并北東空地等

四至在本文書、

依右 長者権僧正御房 仰、永所奉充 (條證) (條證) (中長安入寺之没官地并近辺空地等、 大信(信助)

律師御房如件、

によれば、長安は宗恵の付法弟子であった。本文書については、 和

多秀乘「高野山文書のことなど」(『鎌倉遺文』月報一三、東京堂出 一九七七年)参照

(161)重要文化財『西南院文書』第一巻~第三巻(坂口・藤本)

文治五年八月 日 行 事入寺判

検校阿闍梨判(理賢) 年預山籠判

○三五号「金剛峯寺西南院敷地宛行状」 の写。

# (2) 賢定置文案

仏聖米也 高野米、 泰然

石之内、十二石者、 故 田中殿御菻用途、三石者、 若君御

賢定之後、 前御菻用途、 経賢皆可相伝領掌、 三石、六条殿御局菻用途也 且自当時子細

申入両御所、 向後無違乱之様、 可有其沙汰也、 仍為證文、

委所注置之状、 如件

住吉殿之御時、春日殿(泰然カ) 賢定在判

春日殿で申人で付ず沙汰。致事アリ。 其時本

重書多通證文遣之処。、其後兎角心得。文書

不被返之間、 少々敷□之中、 新高野米等之支□アル〔證ヵ〕 歟

○理智房賢定は西南院第五世、 を泰然に推定したのは、 彼が摂津住吉の生れであることによる 蓮躰房泰然は西南院第六世。 「住吉殿 。 以

上、『金剛峯寺諸院家析負輯』 卷六「先師歴代写」)。

## 三八 後宇多法皇御幸供奉人交名

「御幸供奉治定衆(端裏書)

春宮大夫師(後字多法皇) 権

刑左兵衛督 (藤原) 権中納言大納言入道

> 左中弁洗経 上北面

下北面

惟宗行平 秀国

惟宗長行 上総左衛門尉

左渡兵衛尉

藤原重村石見四郎兵衛尉

橘成国

召次所

西南院

春宮亮隆長 已上、 春宮大進経宣 公卿三人、 五辻三位忠氏

上童一人阿賀丸 中納言 (中納門) 已上、殿上人四人、

左馬頭家重

左渡左衛門大夫[佐]

藤原光高 藤原秀雅石見四郎左衛門尉

(上段)

秦久長

尚 ( 丹 波) 主 計 頭

○本文書はもと折紙であったが、 向を合わせて上下に貼り継いでいる。 .幸記』 (続群書類従帝王部) がある。 成巻の際に中央を断ち切り、 なお、 関係史料に 『後宇多院 文字方

# 三九 鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状

鶴岳八幡宮寺

補任 神宮寺尊勝仏供僧

事

権律師乗弁

乗恵法印今月十八日譲

右、

所補任也、早守先例、 可令

相従寺役之状、 如件

別当前僧正 当前僧正(花押15)(王) 永和四年八月廿四日

)弘賢は、文和四年 譲 次第』 背景については、本稿の の記載と合致する。 認できない。 卷六「先師歴代写」 岡八幡宮寺諸職次第』 応永十七年 (一四一〇) 代とするが、同時代史料には弘賢と西南院の関係を示す徴証は確 同八月廿四西南院前大僧正坊弘賢補任」とあるのは、 第卅五 本文書と四〇号「弘賢書状 「尊勝仏一口」 (一三五五) 六月に鶴岡八幡宮寺の別当となり、 は、 第一 弘賢を西南院の第十三世・第十四世の間 五月に入滅するまで、 「解題」 「社務次第」)。 『金剛峯寺諸院家析負輯』 の乗弁の項に「永和四八十八依!!乗恵 参照。 なお、 の二通が西南院に入った 長く在任した(『鶴 『鶴岡八幡宮寺諸職 0

### 四〇 弘賢書状

当社八幡宮供僧職林東坊 「弘賢」 「弘賢」 任譲状旨、 令補任

弘俊阿闍梨候、 為御心得

令啓候、恐· 恐々謹言、

進之候、

○前号と同じく、 僧職を弘俊に譲与し、 補している。この記載に基づいて本文書の年代比定を行なった。 東坊」によれば、応永六年(一三九九)二月七日に頼円が林東坊供 寺諸職次第』第三「林東坊」および『鶴岡八幡宮寺供僧次第』上 弘賢 (花押16 鶴岡八幡宮寺供僧職に関係する文書。 同年四月十日に別当の弘賢が弘俊を供僧に還 『鶴岡八幡宮

四 頼智譲状

「賴智禅蓮房上讓与状織裏書)

譲与 処分事

三十五日禅蓮房并坊舎・使才具等院家領 其師川村壹所(定成) 「『春世』 『第世』 『第世』 《紀伊国内釈賞郡 平等心院御堂・聖教 少名田等、在券文、皆在之、可令進退領掌也

四十九日(房)原) 百ケ日 石橋殿 野上庄佐々村内池田壹段、光寿院講田弐段小、

刻 右 頼智被譲与之、其後、 件之御堂・坊舍等者、 先師相伝之所也、 頼智為存命不定間、 是院家 然、

禅蓮房上讓与渡所実也、 無他妨、 可令進退領堂

者也、 仍為後日、證文之譲与状、 如件、

正平廿三年成十一月廿八日 権律師頼智 (花押17

○禅仙房頼智は西南院第十二世、 禅蓮房定成は西南院第十三世 (<u>「</u>金

剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」)。

# 楠木正儀国宣

「楠木殿国宣」

高野平等心院領大泉庄(和泉国和泉郡)

貞秀引籠当年下知、 内高野米事、 如定成申状者 押妨

高野米云々、如貞秀陳状者、 預

置当院於定成云々、所詮、 於彼

院主実否者、 宜為一山之計歟、

仍執達如件

先付当坊主、

可被遵行定成也

永和三年十二月九日 中務大輔 (花押18

伊与守殿

○佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上 (東京大学出版会、

等心院の院主職をめぐって熾烈な相論が繰り広げられたようであ う訴えが定成から出され、 いても議論されていることから、 行を命じている。この一件の発端は未詳だが、「彼院主実否」につ もあったと論ずる。本文書によれば、 和泉国主の座にあったことを指摘し、 七年)二五頁は、本文書の端裏書に注目して、発給者の楠木正儀が 楠木正儀は一族の楠木正顕に定成への遵 大泉荘の高野米にとどまらず、 貞秀が高野米を押妨したとい あわせて正儀が同国の守護で 一九六

> に禅仙房頼智 巻六「先師歴代写」)。正平二十三年 る。なお、禅蓮房定成は、西南院第十三世(『金剛峯寺諸院家析負輯 「頼智譲状」)、元中二年 (西南院第十二世)より平等心院を譲与され (至徳二年、 (四三号「定成譲状」)。 (応安元年、 一三八五)七月に禅慶房定秀 一三六八) 十一月 (四一号

## 定成譲状

に平等心院を譲与している

譲渡 平等心院々主職事

遺跡也、然自幼少依為師弟契約、(下ニスリケシテリ) (下ニスリケシテリ) (大田相伝之右、件院家者、定成先師相伝之右、件院家者、定成先師相伝之

為院家興隆之、仍為後日、 證文之讓状

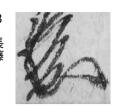
元中二年五七月廿四日 入寺定成

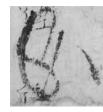
禅蓮房定成は西南院第十三世、禅慶房定秀は西南院第十四世 剛峯寺諸院家析負輯』 巻六「先師歴代写」)。

(花押19

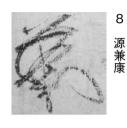


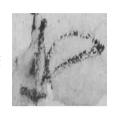
前民部少輔

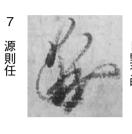








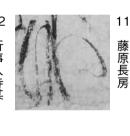






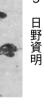




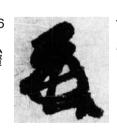










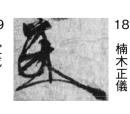






年預山籠某







頼 智

### 重要文化財『西南院文書 十一巻』所収文書・記録・聖教一覧

### 凡例

- ○本目録は、重要文化財『西南院文書 十一巻』に所収された文書・記録・聖教の一覧である。
- ○各項目の内容は、以下の通りである。
  - 番号 新たに通し番号を付した。例えば、1-1は第1巻第1号を示す。
  - 年月日 月の異名などは適宜改め、干支は省いた。付年号は「」記号で示し、推定年号は()記号によって示した。
  - 文書名 発給者と様式によって文書名を付した。
  - 備 考 関係する情報や年代推定の根拠を示した。
  - 翻 刻 既往の刊本の情報を示した。略称は次の通り。『高野』6-△△二:高野山史編纂所(中田法寿)編『高野山文書』第6巻 旧学侶方一派文書△△号(歴史図書社版では第3巻)、『鎌遺』○-△△△:竹内理三編『鎌倉遺文』○巻△△△号、『岡山』4-備福-○○:藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』第4輯「備前 福生寺関係文書」○○号、『大日史』○-△△○○.△△□□:『大日本史料』第○編之△△○○年△△月□□日条所引

番号	年 月 日	文 書 名	備考	翻刻
1 - 1	嘉禎元年12月30日	太政官牒	字面に「太政官印」3顆を捺す。	『高野』6-298、『鎌遺』7-4880、 『大日史』5-10 嘉禎元. 12. 30
1-2	(年未詳) 10月12日	源則任書状		『高野』6-313、『鎌遺』28-21392
1-3	「嘉暦元年」9月7日	左衛門尉宗連奉書		『高野』6-330、『鎌遺』38-29603
1 - 4	嘉暦元年8月21日	日野資明施行状		『高野』6-329、『鎌遺』38-29590
1 - 5	(年未詳) 11月13日	摂関家御教書		『高野』6-322、『鎌遺』36-28229
1-6	「元亨2年」8月15日	左衛門尉長藤請文		『高野』6-325、『鎌遺』36-28139
1-7	(年未詳) 12月1日	前摂政家御教書	「平等心院太政官牒并院宣写本」 (西南院寺蔵文書、第59函)の 写には、「永享十午」の付年号 がある。	『高野』6-316
1 - 8	(元亨2年) 8月23日	日野資明書状案	6号「左衛門尉長藤請文」と内 容的に関係することから、元亨 2年に比定。	『高野』6-326、『鎌遺』36-28156
1 - 9	仁治4年正月27日	九条道家御教書案	23号 「九条道家御教書」の案文。	
1 -10	(元亨2年4月~同3年8月7日)	和泉国大泉荘相伝系図		『高野』6-314、『鎌遺』36-28011
1-11	(年未詳) 2月5日	賢性書状案	本文書は年紀を欠くが、賢性は 貞応2年12月9日に入寂してい る(『血脈 中院』)ので、年紀 の下限は貞応2年となる。	『高野』6-303、『鎌遺』8-5363および36-28257(重複)
2 -12	(年未詳) 10月4日	源則任書状	原本では追而書が続くが、17号 「九条道家御教書」のものと考 えられる。	『高野』6-310、『鎌遺』28-21390
2 -13	(年未詳) 7月11日	宜秋門院(九条任子) 令旨		『高野』6-304、『鎌遺』8-5361
2 -14	(年未詳) 11月27日	日野資明施行状	追而書は、原本では28号「一条 内経御教書」に続くが、本文書 のものと考えられる。	『高野』6-324、『鎌遺』36-28256
2 -15	(年未詳) 8月7日	源則任書状		『高野』6-300、『鎌遺』8-6152
2 -16	「乾元2年」3月19日	一条内実御教書		『高野』6-309、『鎌遺』28-21389
2 -17	(年未詳)2月27日	九条道家御教書	追而書は、原本では12号「源則 任書状」に続くが、本文書のも のと考えられる。	『高野』6-302、『鎌遺』8-5362お よび36-28258(重複)
2 -18	「元亨2年」8月9日	日野資明請文		『高野』6-315、『鎌遺』36-28131
2 -19	「正応元年」12月18日	源則任書状		『高野』6-308、『鎌遺』22-16831
2 -20	(年未詳) 11月4日	一条家御教書		『高野』6-319
2 -21	(年未詳) 3月20日	一条家御教書		『高野』6-318

2 -22	弘安11年4月26日	一条家経御教書		『高野』6-301、『鎌遺』22-16590
2 -23	仁治4年正月27日	九条道家御教書	9号「九条道家御教書案」は、 本文書の案文。	『高野』6-299、『鎌遺』8-6151、 『大日史』5-16 寛元元. 正. 27
2 -24	「弘安11年」 4 月22日	源則任書状	付年号は二つの筆蹟からなる。	『高野』6-307、『鎌遺』22-16577
2 -25	(年未詳) 11月17日	一条実経御教書		『高野』6-306、『鎌遺』36-28260
2 -26	(元亨2年) 9月18日	日野資明施行状	日野資明の袖判あり。27号「日 野資明施行状」と関係があるた め、元亨2年に比定。	『高野』6-321、『鎌遺』36-28175
2 -27	元亨2年8月15日	日野資明施行状	日野資明の袖判あり。	『高野』6-320、『鎌遺』36-28138
2 -28	(年未詳)11月26日	一条内経御教書	原本では追而書が続くが、14号 「日野資明施行状」のものと考 えられる。「平等心院供養料文 書(仮題)」(西南院寺蔵文書、 第59函)の写には、「徳治元年」 の付年号がある。	『高野』6-323、『鎌遺』36-28246
2 -29	(年未詳) 3月3日	一条家御教書	「平等心院供養料文書 (仮題)」 (西南院寺蔵文書、第59函) の 写には、「建武」の付年号がある。	『高野』6-305、『鎌遺』36-28259
2 -30	(年未詳) 12月23日	一条家経御教書		『高野』6-317
2 -31	「元亨2年」8月22日	一条内経御教書		『高野』6-327、『鎌遺』36-28153
2 -32	(元亨 2 年) 8 月23日	日野資明施行状	包紙ウハ書に、「領家権弁殿御 教書案、付元亨二年八月廿三日、 同廿七日到来」とあり。	『高野』6-328、『鎌遺』36-28155
2-33	「建久8年」閏6月8日	九条兼実御教書		『高野』6-297、『鎌遺』2-928、『大 日史』 4-5 建久 8. 閏 6. 8
2 -34	(年未詳) 10月10日	重通添状		『高野』6-311、『鎌遺』28-21391
3 -35	文治5年8月日	金剛峯寺西南院敷地宛 行状	焼損あり。	『鎌遺』補遺1-補89
3 -36	(年未詳) 5月11日	成真書状	焼損あり。	『高野』6-312
3 -37	文治5年8月日	高野山西南院関係文書 案(1)金剛峯寺西南院敷 地宛行状案	焼損あり。35号「金剛峯寺西南 院敷地宛行状」の案文。	
	弘安元年9月17日	高野山西南院関係文書 案(2)賢定置文案	焼損あり。	
3 -38	(正和2年)	後宇多法皇御幸供奉人 交名	焼損あり。もと折紙であったが、 成巻の際に中央を断ち切り、文字 方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	
3 -39	永和4年8月24日	鶴岡八幡宮寺尊勝仏供 僧職補任状	焼損あり。	
3 -40	(応永6年) 4月10日	弘賢書状	焼損あり。	
3 -41	正平23年11月28日	頼智譲状	焼損あり。	
3 -42	永和3年12月9日	楠木正儀国宣	焼損あり。	『高野』6-331、『大日史』6-50 永 和3.12.9
3 -43	元中2年7月24日	定成讓状	焼損あり。	
4 -44	応永22年7月13日	高野山西院院内集会評 定事書	焼損あり。	『大日史』7-23 応永22年 年末雑 載社寺の条
4 -45	応永32年11月18日	定秀讓状	焼損あり。	
4 -46	永享6年3月22日	深忠讓状	焼損あり。	
4 -47	永享7年10月16日	祐舜讓状	焼損あり。	

4 -48	永享7年10月16日	祐舜譲状	焼損あり。	
4 -49	永享10年3月21日	長誉譲状	焼損あり。	
4 -50	応仁元年6月15日	良重・尭誉神供送状	焼損あり。	
4 -51	文明8年9月24日	俊善付法状	焼損あり。	
4 -52	明応7年閏10月18日	俊善霊供米置文案	焼損あり。	
4 -53	(明応7年) 閏10月18日	俊善譲状	焼損あり。	
4 -54	明応8年8月22日	仙海讓状	焼損あり。	
5 -55	永正11年2月26日	良憲譲状		
5 -56	永正15年8月1日	金剛峯寺権律師補任状		
5 -57	永正15年8月12日	忠海譲状		
5 -58	永正15年8月21日	忠海讓状		
5 -59	永正15年8月28日	金剛峯寺権少僧都補任状		
5 -60	永正15年9月16日	金剛峯寺権大僧都補任状		
5 -61	永禄9年正月	俊海讓状		
5 -62	天正3年4月日	良深讓状	本文書の年付には「甲戌」とあるが、天正3年の干支は「乙亥」であるので検討を要する。	
5 -63	天正5年7月2日	高野山西院来迎堂尊像 修復願文		
5 -64	天正17年	宣宥宝塔院合力証文案		『高野』6-333
5 -65	文禄 2 年12月22日	下古佐布村百姓米借用状		
5 -66	文禄2年8月5日	良範灌頂法物送進状		
5 -67	文禄2年8月4日	宥賢書状		
6 -68	慶長7年10月9日	応宣書状	焼損あり。	
6 -69	慶長8年2月15日	頼旻道具請取状	焼損あり。	
6 -70	慶長8年10月16日	金剛峯寺無量寿院権律 師補任状	焼損あり。	
6 -71	慶長8年10月16日	金剛峯寺無量寿院権少 僧都補任状	焼損あり。	
6 -72	慶長8年11月16日	応宣預状	焼損あり。	
6 -73	慶長13年4月16日	讃岐志度寺西林坊·常 楽坊銀子返済証文	焼損あり。	
6 -74	慶長12年8月11日	秀弁銀子借用証文	焼損あり。本文書は、全面が毀 破されている。	
6 -75	慶長15年正月11日	金剛峯寺小集会衆連署 事書	焼損あり。	『高野』6-336、『大日史』12-6 慶 長14.8.28
6 -76	慶長17年9月24日	勢算金子借用証文	焼損あり。	『高野』6-334、『大日史』12-10 慶 長17年 年末雑載 売買貸借勘定の 条
6 -77	慶長17年7月2日	仁和寺宮覚深法親王令旨	焼損あり。	
6 -78	(慶長18年)	良尊覚書	焼損あり。年紀を欠くが、80号 「仁和寺宮覚深法親王令旨」に 関わる内容であるため、慶長18 年に比定。	
6 -79	慶長17年8月13日	勢算銀子借用証文	焼損あり。	『高野』6-332、『大日史』12-10 慶 長17年 年末雑載 売買貸借勘定の 条

6 -80	慶長18年3月21日	仁和寺宮覚深法親王令旨	焼損あり。	
6 -81	慶長19年4月15日	江戸幕府伝馬手形	字面に伝馬朱印左半割印1 顆を 捺す。割印の印文は、「伝馬無 相違可出者也」。『大日本史料』 12-17 慶長19年 年末雑載 駅遞 交通の条によれば、本文書に「慶 長十九年、高野衆御論議下向之 時、江戸将軍様伝馬御朱印」と 記す包紙があったというが、現 在は確認できない。	『高野』6-337、『大日史』12-17 慶 長19年 年末雑載 駅遞交通の条
7 -82	(天正14年) 2月1日	木食応其書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-1
7 -83	(天正14年) 2月1日	木食応其書状案	焼損あり。	『岡山』4-備福-2
7 -84	(天正14年) 2月1日	木食応其書状案	焼損あり。82号「木食応其書状」 の案文。	
7 -85	(年未詳) 4月1日	木食応其書状案	焼損あり。もと折紙であったが、 成巻の際に中央を断ち切り、文字 方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	『岡山』4-備福-3
7 -86	(年未詳) 8月13日	木食応其書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-10
7 -87	(年未詳) 4月3日	宣宥書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-4
7 -88	(年未詳) 4月11日	福生寺某書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-5
7 -89	(年未詳) 4月12日	備前熊山門中書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-6
7 -90	(年未詳) 8月26日	難波常慶書状		『岡山』4-備福-9
7 -91	(年未詳) 8月26日	薬王寺・福生寺某書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-7・8
7 -92	(年未詳) 11月23日	西笑承兌書状	焼損あり。もと折紙であったが、 成巻の際に中央を断ち切り、文字 方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	『岡山』4-備福-11
7 -93	(年未詳) 12月19日	池田正時書状		『岡山』4-備福-12
8 -94	貞応2年11月日	平等心院寺中知行注文	元禄3年4月15日の成信による 「勘物」あり。	『鎌遺』5-3184
9 -95		元応二年大塔供養記録	元応2年4月22日成立。記主は 慶瑜。鎌倉時代の写本か。	
10-96		寛治二年高野御幸記	記主は藤原通俊。鎌倉時代の写 本か。	和多昭夫 (秀栗)「西南院蔵『寛 治二年白河上皇高野御幸記』」 (『密教文化』51、1960年)、「増 補続史料大成」18、五来重編『山 岳宗教史研究叢書 3 高野山と真 言密教の研究』(名著出版、1978年)
11-97	正治元年10月	高野山先哲灌頂記録	原本。	「続真言宗全書」41 史伝部(8)

[付記] 本研究に御協力いただき、『西南院文書』の翻刻・図版掲載や『西南院調査目録』の利用を御許可くださった、和田友伸師(西南院上綱)に深甚の謝意を表する。また、原本調査に御高配を賜った高野山霊宝館、調査・撮影に御協力くださった渡邉正男・山家浩樹・末柄豊・木村真美子の諸先生にも、厚く御礼を申し上げる。

なお、本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究資源化にむけて―」(2018・2019年度)の成果の一部である。また、坂口がJSPS科研費の助成を受けている「聖教から見た鎌倉後期の公武権力と真言密教」(若手研究、課題番号18K12512)の成果も含まれている。